

受講規約

この受講規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社 corcaco 及び田村耀美(以下、個別にまたは総称して「当社」といいます。)が主催するすべての講座及びセッション(以下「本講座」といいます。)に関する権利義務を定めるものです。本講座の利用を希望される方は、本規約の内容をよく読んで、十分理解したうえで、本規約に同意のうえお申込みください。本規約に同意しない場合、本講座にお申込みいただくことはできません。本講座にお申込みいただいた方(以下、個人・法人を問わず「申込者」といいます。)は、お申込みの時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条(本規約の適用)

- 1 本規約は、本講座の受講に関わる一切の關係に適用されます。
- 2 当社は、本講座に関し、本規約の他に各種の定め(以下「諸規定」といいます。)をする場合があります。これらの諸規定は、その名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成します。
- 3 本規約の規定と前項の諸規定の内容が異なる場合には、当該諸規定において特段の定めのない限り、当該諸規定の内容が優先されます。

第2条(受講契約の成立)

- 1 本講座の受講契約(以下「受講契約」といいます。)は、以下の条件を満たした場合に、当社と申込者との間で成立します(受講契約が成立し、その当事者となった申込者を、以下「受講者」といいます。)
 - (1) 申込者が、当社が定める申込み手続きに従って、本講座の申込みをしたこと
 - (2) 申込者が、納付期限までに、本講座の受講料(以下「受講料」といいます。)を支払ったこと
 - (3) 当社が、本講座の定員、受講資格、その他の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾したこと
 - (4) 申込者が未成年者である場合、親権者その他の法定代理人の同意を得ていること
- 2 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、本講座の申込みを承諾せず、または受講契約を取り消すことができます。
 - (1) 申込者が当社に提供した情報に、虚偽、誤り、不足があった場合
 - (2) 申込者が過去に本規約に違反したことがある場合
 - (3) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)である場合

(4)次の関係を有する者である場合

ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係

イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係

ウ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係

オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(5)その他、前各号に準じ、当社が不適切と判断した場合

3 申込者は、本講座の申込みを当社から承諾されない場合または承諾を取消された場合、支払い済みの受講料の返金を受けることができます。ただし、申込期限を過ぎた申込み、受講資格のない申込者の申込み、その他、相当の理由がある場合、当社は返金に要する費用を控除することができます。

第3条(本講座の内容等)

本講座の内容、開催日時、開催場所、開催方法(教室、会議室等において受講する方法(以下「対面講座」といいます。))とオンラインで受講する方法(以下「オンライン講座」といいます。))とがあります。)等については、各本講座の申込み時にご案内します。

第4条(受講料及び支払方法)

1 受講料は、各本講座ごとに当社ホームページその他で表示する金額とします。

2 受講料の支払方法、支払期限は、本講座の申込み時にご案内します。

第5条(本講座の変更、中断及び中止)

1 当社は、以下のいずれかの場合、事前に(ただし、やむを得ない場合は事後速やかに)受講者に通知することにより、開催前または開催中の本講座について、当該本講座の申込み時にご案内した開催日時、開催場所、開催方法等を変更し、またはこれを一時中断もしくは中止することができるものとします。

(1)受講者の人数が最少催行人数に達しない場合

(2)本講座の講師(以下「講師」といいます)に事故、病気、慶弔時が生じた場合

- (3) (対面講座について)理由を問わず開催場所が利用できなくなった場合
 - (4) (オンライン講座について)理由を問わず通信に不具合が生じた場合
 - (5) 天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由が発生した場合
 - (6) その他、当社がやむを得ないと判断した場合
- 2 前項の規定により本講座の開始時刻が 1 時間を超えて変更され、もしくは開催方法がオンライン講座から対面講座に変更されたことを理由として、受講者が受講契約を解約しもしくは本講座に欠席した場合、または本講座が中止された場合、受講料の全額を返金します。

第6条(解約とキャンセル料)

受講料を支払った申込者及び受講者は、以下のキャンセル料を支払うことで受講契約の申込みの撤回または締結された受講契約を解約(以下「キャンセル」といいます。)することができます。なお、キャンセルの意思表示は、当社が別途指定する方法によって行うものとし、かかる方法によるキャンセルの意思表示が当社に到達した時点で効力を生じるものとします。

- (1) 本講座の開催日の2日前までにキャンセルの意思表示があった場合、受講料からキャンセルによる実費(会場使用料、交通費、宿泊代等)及び振込手数料を差し引いて返金します。
- (2) 本講座の開催日の前日以降にキャンセルの意思表示があった場合またはキャンセルの意思表示なく欠席した場合、受講料の 100%をキャンセル料とし、受講料の返金はできません。

第7条(受講料の返金)

本規約に別段の定めがある場合を除き、お支払いいただいた受講料は返金できません。

第8条(講座の振替)

- 1 受講者がやむを得ない事情により本講座を欠席した場合または本講座の途中で退席した場合、別の日程で開催される同一内容の本講座への出席が認められること(以下「講座の振替」といいます。)があります。講座の振替を希望する受講者は、欠席または途中で退席した本講座の開催日から7日以内に、当社所定の方法によりお申し出ください。ただし、本条は講座の振替ができることをお約束するものではなく、講座の振替の可否は当社の完全な裁量により決定されるものとします。
- 2 講座の振替が認められた場合、欠席または途中で退席した本講座の中止にかかる実費(会場のキャンセル料など)を受講者に負担していただくことがあります。
- 3 講座の振替が認められなかった場合、キャンセルの意思表示があった場合の欠席とみなし、第6条の規定により、受講料からキャンセル料及び振込手数料を差し引いて返金します。

第9条(オンライン講座)

- 1 受講者は、オンライン講座を受講する場合、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社が指定するオンライン講座の受講に必要な準備をしておくこと。
 - (2) オンライン講座の受講前に所定のレクチャー講座(オンラインツールの使い方等) の受講を必須としている場合、受講者都合により受講しなかった場合の不利益に対して当社は一切の責任を負わないものとします。なお事前に動画を視聴することとされている場合も同様です。
 - (3) 講師が許可する場合を除き、途中退席はしないこと。
 - (4) 講師が許可する場合を除き、実名・顔出しで受講をすること。
 - (5) 講師とのコミュニケーションが対面講座と同様に円滑にはかれる環境(インターネット接続、PC、タブレット、マイク付きイヤホン等の機器等)を整えること。
 - (6) オンライン講座に関する URL、ID、パスワード等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者と共有、第三者への開示、貸与、譲渡等をしないこと。
 - (7) 第三者にオンライン講座を受講させないこと。
 - (8) 受講期限が設定されている場合は、期限までに受講すること。
- 2 オンライン講座を受講するためのインターネット接続やシステム等の設備および受講するために必要となる道具(筆記用具、パソコン、タブレット、スマホ、イヤホンまたはヘッドセット等)は受講者の費用負担と責任で調達するものとします。
- 3 前項の設備等の不具合または道具の不準備により、オンライン講座の受講に支障が生じたとしても、当社はそのことに関して一切の責任を負わないものとします。

第10条(受講修了)

- 1 受講者は、本講座の全カリキュラムを履修し、当社所定の要件を満たした場合に限り、受講修了となります。
- 2 本講座がインストラクターの養成に関する講座である場合、前項に定める受講修了後、当社が別途定める要件を満たした場合に、当社は、受講者に対して第11条に掲げるインストラクターとしての活動を行うことを認めます。(当社からインストラクターとしての活動を認められた受講者を以下「インストラクター」といいます。なお、本規約の受講者に適用される規定は、全てインストラクターにも同様に適用されます。)

第11条(インストラクターとしての活動)

- 1 インストラクターは、次の各号に掲げる権利を有します。
 - (1) 受講修了となった講座に応じて当社が定める名称を名乗り、商業活動をする権利

- (2) インストラクター自身の顧客に対し、受講修了となった講座に応じて当社が定めるセッションや講座を実施する権利
- (3) インストラクターのみを対象としたコミュニティへの参加
- (4) インストラクターのみを対象とした各種セミナーへの参加や講座の受講
- (5) その他当社が別途定める権利

2 インストラクターは、当社所定の方法によりインストラクターが利用する電子メールアドレスその他の連絡先を当社に登録するものとします。

3 当社は、インストラクターに対して、当社へ届け出た電子メールアドレスその他の連絡先を使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法により予めインストラクターの承諾を得るものとします。

4 インストラクターは、当社に届け出た氏名、電子メールアドレスその他連絡先等の情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。

5 インストラクターは、当社がインストラクター向けに発信する情報の確認等を通じて、本講座の受講により習得した技術や知識を最新の状態に保ち、またその向上に努めるものとします。

第12条(権利帰属)

本講座に関する発明、考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図表、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、デザイン、仕様、公式、データ、その他一切の資料及び情報(以下「当社コンテンツ」といいます)に関する著作権、その他一切の権利は当社に帰属します。受講者は、当社の事前の書面による承諾を得ずに、次に定める行為を行うことを禁じます。

(1) 当社コンテンツの全部または一部について、次に掲げる行為

ア 自己もしくは第三者の著作物に掲載する行為

イ 自己もしくは第三者のウェブサイトに掲載する等の公衆送信行為

ウ 複製・改変等して第三者に頒布する行為

エ その他当社が別途具体的かつ明示的に許諾した使用範囲を超えて、当社コンテンツを使用する行為

(2) 当社コンテンツの著作権及び知的財産権を侵害する行為

(3) その他、当社が禁止する行為

第13条(秘密保持)

- 1 受講者は、本講座の内容、本講座の受講を通じて知った当社の技術上もしくは営業上の情報または他の受講者に関する情報を厳に秘密として保持し、本講座の受講及びインストラクターとしての活動以外の目的でこれらの情報を使用してはならず、かつ、第三者に開示または漏洩してはなりません。
- 2 本条に定める秘密保持の義務は、秘密情報の開示を受けた日から発生し、受講契約の終了後（終了事由を問わない）も有効に存続するものとします。

第 14 条(個人情報)

当社は、申込者及び受講者の情報を、法令及び当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第 15 条(禁止事項)

- 1 受講者は、本講座の受講に関し、以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 公の秩序または善良の風俗を害する行為
 - (4) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
 - (5) 本講座の録音、録画、撮影、その他、これに類する行為
 - (6) 当社または第三者の知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、名誉権、その他の法令上または契約上の権利または利益を侵害する行為
 - (7) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
 - (8) 詐欺、暴力、脅迫、差別、偏見、憎悪等を助長する情報、その他、違法・有害な情報を流布する行為
 - (9) 商品・サービスの営業・宣伝や組織・団体への勧誘を行い、または当社が意図しない方法で本講座に関連して経済的利益を得ようとする行為
 - (10) 意図的に虚偽の情報を流布させる行為
 - (11) 当社、第三者または架空の人物になりすます行為
 - (12) 当社及び当社の従業員に対し、不当な問い合わせまたは要求をする行為（不必要に反復継続される問い合わせ、常識的範囲を逸脱した催促、攻撃的・侮辱的・罵倒的な言動、合理的理由のない謝罪・懲戒・補償要求、その他、いわゆるカスタマーハラスメント行為）
 - (13) 当社または本講座の信用、ブランド、イメージを毀損する行為
 - (14) 当社または他の受講者に対する嫌がらせ、誹謗中傷、脅迫、ストーカー行為
 - (15) オンライン講座のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、技術的手段を利用して

オンライン講座を不正に操作する行為、コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信する行為、その他、オンライン講座の不具合を意図的に利用する行為

(16) 本講座の運営または他の受講者による本講座の受講を妨害する行為

(17) 当社がインストラクターとして認めていない者が、第 11 条に掲げるインストラクターとしての活動をする行為

(18) インストラクターであっても、受講修了した講座に応じて当社が認めた範囲を超えて、セッションや講座を実施する行為

(19) 上記各号のいずれかに該当するおそれのある行為またはこれを助長する行為

(20) その他、当社が不適切と判断する行為

2 当社は、受講者が前項に違反したと判断した場合、以下の措置を講じることができるものとします。

(1) 受講者との間の受講契約の解除

(2) 受講修了の取消し

(3) 本講座の開催場所への入室を禁止し、本講座から退席させ、その他、本講座の受講を制限すること

(4) 本講座のテキスト、その他の当社コンテンツの返却をさせること

(5) 受講者に対する損害賠償請求

(6) 違反行為の差止めまたは是正の請求

(7) 捜査機関、行政機関、裁判所、被害者、その他の第三者に対する情報提供

(8) その他、当社または第三者の権利利益を保護するために、当社が必要かつ適切と判断する措置

第 16 条(譲渡禁止)

受講者は、本講座を受講する権利、その他、受講契約に関連して発生する一切の権利を、第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

第 17 条(受講者の責任)

受講者は、本講座を受講したことまたは本規約に違反したことに起因して、当社、他の受講者、その他の関係者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 18 条(非保証・免責)

1 当社は、本講座が受講者の特定の目的に合致すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有することについて、何ら保証するものではありません。

- 2 天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由により、当社の債務に履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はこれにつき債務不履行の責めを負わないものとします。
- 3 当社の故意または重過失によらず本講座に関して受講者が被った損害について、当社は責任を負わないものとします。また、当社の故意または重過失により本講座に関して受講者が被った損害について、当社は、かかる損害のうち、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害(間接損害、特別損害、拡大損害、偶発的損害、結果的損害及び逸失利益を含みません)に限り、かつ、かかる損害の原因となった事由に関連して当社が受講者より受領した本講座の受講料の金額を上限として損害賠償責任を負うものとします。
- 4 本講座に関する受講者と当社との契約が消費者契約法に定める消費者契約の場合、前項に代えて以下の規定が適用されます。すなわち、本講座に関する当社の債務不履行または当社の債務の履行に際してされた当社の不法行為により受講者に生じた損害を賠償する責任は、当社、その代表者またはその使用する者の重大な過失を除く過失による場合に限り一部免除されるものとし、この場合、当社は、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害(間接損害、特別損害、拡大損害、偶発的損害、結果的損害及び逸失利益を含みません)に限り、かつ、かかる損害の原因となった事由に関連して当社が受講者より受領した本講座の受講料の金額を上限として損害賠償責任を負うものとします。

第 19 条(本規約の改定)

当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合、当社は、変更内容に応じて適切な変更手続を実施します。なお、以下に定める場合、当社が変更内容及び効力発生時期を適切な方法で周知することにより、受講者は、民法第 548 条の 4 に基づいて変更後の本規約に同意したものとみなされます。

- (1) 変更が、受講者の一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が、契約の目的に反せず、法令、税制、経済情勢、社会情勢、本講座の需要、当社の経営環境、その他、諸般の事情により変更の必要があり、変更後の内容が相当である場合

第 20 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条(準拠法・管轄合意)

本規約の準拠法は日本法とします。本講座に関する受講者と当社との間の一切の紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条(誠実協議条項)

本規約に定めのない事項、または規約の解釈について疑義が生じた場合は、当事者は本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上

株式会社 corcaco

最終改定:2024 年 4 月 15 日